

令和7年度 毎月検査実施項目一覧表

(○自己検査項目、●委託検査項目)

水質基準項目 (法定検査)	法定基本頻度	頻度の減(注)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 一般細菌	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
2 大腸菌	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
3 カドミウム及びその化合物	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
4 水銀及びその化合物	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
5 セレン及びその化合物	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
6 鉛及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
7 ヒ素及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	1
8 六価クロム化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
9 亜硝酸態窒素	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
12 フッ素及びその化合物	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
13 ホウ素及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
14 四塩化炭素	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
15 1,4-ジオキサン	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
17 ジクロロメタン	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
18 テトラクロロエチレン	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
19 トリクロロエチレン	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
20 ベンゼン	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
21 塩素酸	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
22 クロロ酢酸	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
23 クロロホルム	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
24 ジクロロ酢酸	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
25 ジブロモクロロメタン	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
26 臭素酸	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
27 総トリハロメタン	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
28 トリクロロ酢酸	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
29 ブロモジクロロメタン	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
30 ブロモホルム	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
31 ホルムアルデヒド	1回/3月以上	否		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
32 亜鉛及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
33 アルミニウム及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
34 鉄及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
35 銅及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
36 ナトリウム及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
37 マンガン及びその化合物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
38 塩化物イオン	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
40 蒸発残留物	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
41 陰イオン界面活性剤	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
42 ジェオスミン	原因藻類発生時期に月1回以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
43 2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月1回以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
44 非イオン界面活性剤	1回/3月以上	可		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
45 フェノール類	1回/3月以上	可					●	●	●	●	●	●	●	●	1
46 有機物(全有機炭素の量)	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
47 pH値	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
48 味	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
49 臭気	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
50 色度	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
51 濁度	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
基準項目数合計	—	—	9	37	9	9	51	9	9	37	9	9	37	9	—
水質管理目標設定項目(行政通知)	基本頻度	頻度の減	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 アンチモン及びその化合物	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
2 ウラン及びその化合物	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
3 ニッケル及びその化合物	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
4 1, 2-ジクロロエタン	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
5 トルエン	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
6 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
7 ジクロロアセトニトリル	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
8 抱水クロラル	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
9 残留塩素	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
10 カルシウム、マグネシウム等(硬度)※	—	—		※			※	※	※	※	※	※	※	※	4
11 マンガン及びその化合物※	—	—		※			※	※	※	※	※	※	※	※	4
12 遊離炭酸	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
13 1,1,1-トリクロロエタン	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
14 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
15 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
16 臭気強度(TON)	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
17 蒸発残留物※	—	—		※			※	※	※	※	※	※	※	※	4
18 濁度※	—	—	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12
19 pH値※	—	—	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12
20 ラングリア指数	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
21 従属栄養細菌	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
22 1,1-ジクロロエチレン	—	—					●	●	●	●	●	●	●	●	1
23 アルミニウム及びその化合物※	—	—		※			※	※	※	※	※	※	※	※	4
自主設定項目	基本頻度	頻度の減	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 気温	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2 水温	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3 電気伝導率	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
4 アルカリ度	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
5 カルシウム	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
6 マグネシウム	—	—		●			●	●	●	●	●	●	●	●	4
検査項目総数	—	—	14	50	14	14	74	14	14	50	14	14	50	14	—

注:「頻度の減」が可能な項目は、過去の検査結果により「1回/3月以上」、「1回/年以上」、「1回/3年以上」とすることができる。 ※水質管理目標設定項目の一部は水質基準項目と重複する。